

株式会社ユーシン精機の社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称する）が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者
2. 当社の大株主（*）又はその業務執行者
（*）大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
3. 当社グループを主要な取引先とする者（*）又はその業務執行者
（*）当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%または1,000万円以上のいずれか高い額の支払いを当社から受けた者をいう。
4. 当社グループの主要な取引先（*）又はその業務執行者
（*）当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者をいう。
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
6. 当社グループから役員報酬以外に多額（*）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
（*）多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%以上を超えることをいう。
7. 当社グループから多額（*）の寄付を受けている者又はその業務執行者
（*）多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%以上を超えることをいう。
8. 当社グループとの間で相互就任関係となる他の会社に所属する業務執行者
9. その他、当社と利益相反関係が生じ得る事由が存在すると認められる者
10. 上記1から9までのいずれかに該当する者の配偶者または2親等以内の親族
11. 過去3年間において上記1から10までのいずれかに該当していた者

以上